

# 公文書公開請求書

平成 年 月 日

（提出先）

川越市長

住所

氏名

電話番号 ( )

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者名又は管理人の氏名〕

川越市情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者
	<input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先 所在地 の名称〕
	<input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する者 〔学校 所在地 の名称〕
	<input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事業所等 所在地 の名称〕
	<input type="checkbox"/> 市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの 〔権利又は利益に直接 の影響を受けた事項〕
公文書の件名 又は内容	(公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公文書の 公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
備考	

(注) □のある欄は、該当する□内に✓印を記入してください。

**コメント [k1]:** この様式は、①平成9年4月1日以降に市が作成又は取得した公文書に対して、②「請求者の区分」のいずれかに該当される方が公文書公開請求をされる場合に使用していただくものです。①、②の条件とも満たされない場合は、『公文書任意的公開申出書』の様式を使用してください。

**コメント [k2]:** 川越市長や川越市教育委員会教育長、川越市上下水道事業管理者など、提出先を記入してください。不明の場合は、空欄でも結構です。

**コメント [k3]:** 内容の確認など、処理に当たって確認をさせていただくことがございますので、連絡のつくお電話番号を御記入ください。

**コメント [k4]:** 該当する区分に☑をしてください。また、市内に住所を有する個人の方以外は、( ) 内も御記入ください。

**コメント [k5]:** お求めの公文書名がお分かりになっている場合は、その名称を御記入ください。御不明な場合は、「〇〇に関する文書」など、公文書が特定できる程度に具体的に御記入ください（場合によっては、確認のため、お問い合わせをさせていただくことがございます。あらかじめ御了承下さい。）。

**コメント [k6]:** 公文書の公開に当たって希望される公開の方法に☑をしてください。なお、郵送を希望される場合は、写しの作成実費のほか、別途郵便料が必要となります。

## 公文書任意的公開申出書

平成 年 月 日

（提出先）

川越市長

住所

氏名

電話番号

( )

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者名又は管理人の氏名〕

公文書の任意的公開を受けたいので、次のとおり申し出ます。

公文書の 件名又は内容	(公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公文書の 公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望)
備考	

（注） □のある欄は、該当する□内に✓印を記入してください。

**コメント [k7]:** この様式は、①平成9年4月1日より前に市が作成又は取得した公文書、あるいは、②『公文書公開請求書』の「請求者の区分」のいずれにも該当されない方が、公文書の公開をお求めになる場合に使用していただくものです（請求権はありません）。

**コメント [k8]:** 川越市長や川越市教育委員会教育長、川越市上下水道事業管理者など、提出先を記入してください。不明の場合は、空欄でも結構です。

**コメント [k9]:** 内容の確認など、処理に当たって確認をさせていただくことがございますので、連絡のつくお電話番号を御記入ください。

**コメント [k10]:** お求めの公文書名がお分りになっている場合は、その名称を御記入ください。  
御不明な場合は、「〇〇に関する文書」など、公文書が特定できる程度に具体的に御記入ください（場合によっては、確認のため、お問い合わせをさせていただく場合がございます。あらかじめ御了承下さい。）。

**コメント [k11]:** 公文書の公開に当たって希望される公開の方法に☑をしてください。  
なお、郵送を希望される場合は、写しの作成実費のほか、別途郵便料が必要となります。